

平成30年度法務省委託事業 インターネット特設サイトの作成について（留意事項）

1. インターネット特設サイトの開設

- (1) 国民全般に対して広く人権の重要性を訴えるとともに、特にインターネット上での人権問題、法務省人権擁護局がスポーツ関連団体と連携した人権啓発活動を展開していることを周知広報できる内容とする。
- (2) 特設サイトの開設形態は、独自ドメイン取得によるものとし、パソコンのみならずスマートフォン、タブレット等の携帯端末での利用にも対応したものとする。
- (3) 特設サイトの開設期間は、平成30（2018）年7月から平成31年（2019）年2月頃までの間の任意の期間を提案すること。特に「第70回人権週間」（平成30（2018）年12月4日（火）から10日（月））に際しては、当該週間を広報するための工夫を行うこと。
 なお、特設サイトの開設期間については、その設定理由を企画書中に明記すること。

2. 構成について

本事業における特設サイトは、大きく下記の3要素で構成する。

- A. トップページ（「人権トピックス（インターネット上での人権問題を主にする）」）
- B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）
- C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください」）

3. 特設サイトの基本的な構成要素・内容案について

以下は、特設サイトの基本的な構成要素・内容案であり、詳細については、別途センター及び法務省人権擁護局と協議の上、決定する。

【「A. トップページ」の構成要素等】

- タイトルロゴ 《世界人権宣言70周年》 みんなで築こう 人権の世紀
 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ※ABC共通

※ 人権週間（12月4日～10日）の約2週間程前から同週間の終了日までの間については、上記タイトルに加え、以下の文言も加えること。

「第70回人権週間」「12月4日～10日は人権週間です」「12月10日は人権デーです」

- 人KENまもる君・あゆみちゃんのイメージ ※ABC共通

※ 人権イメージキャラクター 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken84.html>

- 3要素選択“ボタン”又は“タブ”
 [A. トップページ（「人権トピックス」）]
 [B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）]
 [C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください」）]

- トピックス的な情報掲載
 特設サイトの公開期間中に実施されるイベント（シンポジウムや講演等）、紹介記事、各種コンテンツ等を掲載。

※ 参考：平成29（2017）年度の場合

[デジタルコンテンツ「じんけん自己診断～こんなときどうする?～」へのリンクバナー]

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/SHINDAN/index.html>

[鼎談記事のPDFデータ公開ページへのリンクバナー]

[「人権シンポジウム in 広島」の開催告知及び詳細情報へのリンクバナー]

● 「人権デー」と「人権週間」について

国際連合は、1948（昭和23）年12月10日の第3回総会において「世界人権宣言」を採択し、2年後に、この12月10日を「人権デー」と定め、人権活動を推進するための行事を各地で行うよう提唱しました。

我が国では、法務省と全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言が採択されたことを記念して、1949（昭和24）年から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、地方公共団体等と連携し、全国各地で人権に関するさまざまなイベント・行事を集中的に開催しています。

● 人権イメージキャラクター

[人KENまもる君・あゆみちゃんのイメージ（別パターン）]

人権イメージキャラクター人KENまもる君と人KENあゆみちゃんは、漫画家やなせたかしさんのデザインにより誕生しました。まもる君、あゆみちゃんとも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地で活躍しています。

※ 人権イメージキャラクター「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」の使用は、法務省の人権擁護機関又は人権啓発活動に限定されており、他の機関、団体等が使用することはできません。

● 最近注目を集めている人権のトピックス

◎ インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項として掲げて啓発活動を行っています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。

※下記リンク先を追記

インターネット人権侵害問題対策バナー

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00036.html

◎ スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動について

[スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の画像数点]

法務省では、フェアプレーの精神等をモットーとし、青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するJリーグ加盟チームを代表としたスポーツ組織と連携協力した啓発活動を展開しています。

[新聞鼎談記事掲載後は、記事のPDFを掲載しリンクする]

◎ みんなで「いじめ」を許さない

いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を与える人権侵害であり、許されない行為です。法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、様々な活動を実施しています。

また、法務局・地方法務局では、相談窓口として「子どもの人権110番」や「インターネット人権相談」を開設し、いじめの相談はもちろん、体罰や虐待などの子どもの人権侵害に関する相談を受

け付けています。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● その他

[B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）へのリンク]

[C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください」）へのリンク]

[「法務省人権擁護局フロントページ」へのリンク]

[「人権ライブラリー」へのリンク]

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

【B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）の構成要素等】

- タイトルロゴ 《世界人権宣言70周年》みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ※ ABC共通

※ 人権週間（12月4日～10日）の約2週間程前から同週間の終了日までの間については、上記タイトルに加え、以下の文言も加えること。

「第70回人権週間」「12月4日～10日は人権週間です」「12月10日は人権デーです」

- 人KENまもる君・あゆみちゃんのイメージ ※ ABC共通

※ 人権イメージキャラクター 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken84.html>

- 3要素選択“ボタン”又は“タブ”

[A. トップページ（「人権トピックス」）]

[B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）]

[C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください」）]

- 人権についてもっと知ろう ※ 人権課題等選択

女性の人権 子どもの人権 高齢者の人権 障害のある人の人権 同和問題（部落差別） アイヌの人々 外国人の人権 HIV感染者・ハンセン病患者当の人権 刑を終えて出所した人の人権 犯罪被害者等の人権 インターネットによる人権侵害 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 ホームレスの人々の人権 性的指向と人権 性自認と人権 人身取引（トラフィッキング）と人権 東日本大震災に起因する人権問題 人権のことがもっと分かるリンク集

- 1. 女性の人権

男女の役割を固定的に捉える意識が差別を生み出しています

男女平等の理念は「日本国憲法」に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、今でも「男は仕事、女は家庭」などといった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっております。

また、性犯罪等の女性に対する暴力や、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）も、女性の人

権に関する重大な問題です。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、人権擁護委員や法務局職員が様々な人権問題に関する相談に応じています。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 2. 子どもの人権

子どもには一人の人間として、健やかに生活・成長する権利があります

学校でのいじめや体罰を苦しめた自殺、親からの虐待による死亡事件やネグレクト（育児放棄）による衰弱死など、子どもが被害者となる痛ましい事件が相次ぎ報道されています。また、スマートフォン等を利用した児童ポルノの流通や、いわゆる援助交際（児童買春）など、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取が世界的に深刻になっています。

子どもは、大人以上に人権を侵害されやすい存在です。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、社会的に守られなければなりません。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 3. 高齢者の人権

高齢者の豊かな知識と経験を生かし、ともに生き生きと暮らせる社会を目指して

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

こうした状況の中、家族および介護者等による身体的・心理的虐待や、介護・世話の放棄（ネグレクト）、家族等による年金、預貯金等の無断引き出し、処分（経済的虐待）などといった、高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育てる必要があります。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 4. 障害のある人の人権

障害のある人たちも安心して平等に暮らせる社会を作りましょう

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、我が国では、障害のある人が地域で普通に暮らせる環境を整備する「ノーマライゼーション」をめざして、施設などの整備が進められてきました。

しかし、障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られる事案が発生しています。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の下では、障害のある人それぞれのニーズにあわせて変更・調整を行う「合理的配慮」が求められるとともに、障害があることを理由として、サービスの提供を断ったり、制限することが禁止されています。

障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な社会を実現するためにも、十分な配慮と理解が求められています。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]
[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 5. 同和問題（部落差別）

出身地や住んでいるところで差別されるって、どういうこと？

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和問題（部落差別）の解決を図るため、国や地方公共団体は各種の施策を講じてきましたが、現在でもなお、こうした人々が差別的な言動を受けたり、結婚を妨げられるなどの人権侵害が発生しています。

一方、同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな要因になっているものに、同和問題（部落差別）を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの、いわゆる「えせ同和行為」があります。不当な要求には、き然とした態度をとることなどがが必要です。同和問題（部落差別）の解決に向けて、正しい理解と差別意識の解消のための取組等が求められています。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]
[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 6. アイヌの人々の人権

固有の文化や伝統を尊重し、アイヌの人たちについて理解を深める

アイヌの人々は、固有の言語や独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 7. 外国人の人権

世界にはさまざまな文化や習慣などの違いがあることを理解しましょう

近年、我が国に入国する外国人は増加しており、こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。その例として、外国人であることを理由として、アパートへの入居を断られたり、公衆浴場での入浴を拒否されるなどが挙げられます。

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

また、近時、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に問題となっており、ヘイトスピーチを解消するための法律も施行されています。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]
[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 8. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

感染症に対する正しい知識と理解を深めて偏見や差別をなくしましょう

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

患者・回復者が偏見や差別で苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 9. 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて社会復帰を目指す人たちのことを理解し、応援しましょう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 10. 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族などの平穏な生活のために

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されています。

犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 11. インターネットによる人権侵害

インターネットを利用するときも、思いやりの気持ちを忘れずに

インターネットやスマートフォンを通じて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、コミュニケーションの輪を広げる便利なサービスの普及が進んでいます。

一方、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長するような情報の掲載等、人権に関わる様々な問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、インターネットを悪用した人権侵害については、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めています。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 12. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

私たちにとって重大な国際社会問題として、関心と認識を深めましょう

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 13. ホームレスの人々の人権

ホームレスとなった人々の人権に配慮しよう

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。

ホームレスの人々の人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 14. 性的指向と人権

男性を好きになる男性、女性を好きになる女性がいます。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、偏見や差別の対象となり、場合によっては職場を追われることさえあります。

性的指向を理由とする偏見や差別的取扱いをなくし、理解を深めることが必要です。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 15. 性自認と人権

からだところの性の食い違いに悩んでいる人々たちへの理解を深めましょう

からだの性（生物学的な性）とところの性（性の自己意識）の食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々があります。

こうした人々に対しては、一定の条件の下で、性別の取扱いを変更できるようになるなど法整備がされています。性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 16. 人身取引（トラフィッキング）と人権

人身取引はあってはならない重大な犯罪です

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働等を目的とした事案が発生しています。法務省の人権擁護機関では、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 17. 東日本大震災に起因する人権問題

根拠のない思い込みや偏見が被災者・避難者を傷つけています

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、シンポジウムの開催等、風評等に基づく人権侵害事案の予防のための啓発活動を実施するとともに、相談、調査救済活動に取り組んでいます。

[YouTube掲載動画の埋め込みまたはリンク]

[関連する人権相談窓口情報へのリンク]

● 人権のことがもっと分かるリンク集

[法務省人権擁護局・資料集コーナー]

[人権ライブラリー]

[人権啓発活動ネットワーク協議会]

[YouTube 法務省チャンネル]

[YouTube 人権チャンネル]

● その他

[A. トップページ（「人権トピックス」） ※ バナー・動画広報からの移動先]

[C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください」）]

[「法務省人権擁護局フロントページ」へのリンク]

[「人権ライブラリー」へのリンク]

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

【「C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください）」の構成要素等】

- タイトルロゴ 《世界人権宣言 70 周年》 みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ※ ABC共通

※ 人権週間（12月4日～10日）の約2週間程前から同週間の終了日までの間については、上記タイトルに加え、以下の文言も加えること。

「第70回人権週間」「12月4日～10日は人権週間です」「12月10日は人権デ

一です」

● 人KENまもる君・あゆみちゃんのイメージ ※ ABC共通

※ 人権イメージキャラクター 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken84.html>

● 3要素選択“ボタン”又は“タブ”

- [A. トップページ（「人権トピックス」） ※ バナー・動画広報からの移動先]
- [B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）]
- [C. 相談窓口の紹介ページ（「一人で悩まず御相談ください」）]

● 相談窓口のご案内

一人で悩まずにご相談ください

不当な差別、職場・学校でのいじめ、近隣間のトラブル、インターネットでの誹謗中傷・プライバシー侵害など、「これは人権上問題では？」と感じたりすることはありませんか。あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。相談は無料で、内容については秘密を厳守します。一人で悩まず、まずはご相談ください。

◎ みんなの人権110番（全国共通）

0570-003-110（語呂表記：ゼロゼロみんなのひゃくとおばん）

受付相談時間

平日8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題について相談を受け付ける相談電話です。

◎ 子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

0120-007-110（語呂表記：ゼロゼロナナのひゃくとおばん）

受付相談時間

平日8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

「いじめ」を受けて学校に行きたくない、親から虐待されている、でも先生や親には言えない…、誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに、私たちにお電話ください。

◎ 女性の人権ホットライン（全国共通）

0570-070-810（語呂表記：ゼロナナゼロのハートライン）

受付相談時間

平日8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

夫・パートナーからの暴力、職場での差別やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどどんなことでも相談してください。

◎ インターネット人権相談 受付窓口

パソコンはこちらから [リンク先: <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>]

携帯電話はこちらから QRコード

[リンク先: <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>]

面談や電話では話しにくいことなど、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談できます。

◎ 外国人のための人権相談

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の通訳を配置した専用の相談番号（ナビダイヤル）を設置しています。全国どこからでも人権相談をお受けすることができます。

The phone number (Navi Dial) below is available for human right counselling for those who are unable to speak Japanese fluently. Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan.

0570-090-911

[外国人のための人権相談: リンク先 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>]

◎ 子どもの人権SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

「子どもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

法務局・地方法務局では、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法（手紙・電話）で返事をします。

困ったことがあれば、配布された「子どもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひ御相談ください。

[子どもの人権SOSミニレター:

リンク先 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html]

● その他

[B. 様々な人権課題の紹介ページ（「人権についてもっと知ろう」）へのリンク]

[「法務省人権擁護局フロントページ」へのリンク]

[「人権ライブラリー」へのリンク]